

目次

第1章 総論

- (1) 計画策定の背景・・・1
- (2) 策定の目的と位置付け・・・2
- (3) 計画の期間・・・2
- (4) 計画の対象範囲・・・2
- (5) 本計画に関係する諸計画・・・2
 - ① 宮城の将来ビジョン・・・2
 - ② 宮城県教育振興基本計画・・・2
 - ③ 宮城県震災復興計画・・・2
 - ④ 宮城県地方創生総合戦略・・・3
 - ⑤ 教育等の振興に関する施策の大綱・・・3
 - ⑥ 多賀城市第5次総合計画・・・3
 - ⑦ 多賀城市震災復興計画・・・3
 - ⑧ 多賀城市歴史的風致維持向上計画・・・3
 - ⑨ 多賀城市景観計画・・・4
 - ⑩ 多賀城市中央公園整備計画・・・4
 - ⑪ 県立都市公園加瀬沼公園整備事業・・・4

第2章 特別史跡多賀城跡附寺跡の価値と構成要素

- (1) 指定の経緯・・・5
 - ① 史跡多賀城跡附寺跡指定・・・5
 - ② 史跡多賀城跡附寺跡追加指定
(多賀城廃寺跡)・・・5
 - ③ 特別史跡多賀城跡附寺跡指定・・・5
 - ④ 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定
(多賀城跡・多賀城廃寺跡)・・・6
 - ⑤ 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定
(多賀城廃寺跡・全域図面指定)・・・6
 - ⑥ 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定
(館前遺跡)・・・6
 - ⑦ 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定
(多賀城跡南前面)・・・6
 - ⑧ 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定
(柏木遺跡)・・・6
 - ⑨ 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定
(山王遺跡千刈田地区)・・・6
 - ⑩ 重要文化財「多賀城碑」指定・・・7

⑪ 名勝「おくのほそ道の風景地

- 壺碑」指定・・・7
- (2) 多賀城跡附寺跡の歴史的意義と
本質的価値・・・7
- (3) 構成要素とその特性・・・8
 - ① 遺跡構成要素の特性・・・8
 - ② 生活文化構成要素の特性・・・10

第3章 特別史跡多賀城跡附寺跡の概要

- (1) 自然的環境・・・17
- (2) 歴史的環境・・・18
- (3) 社会的環境・・・19
 - ① 周辺の状況・・・19
 - ② 土地利用状況・・・23
 - ③ 公有化事業の進捗状況・・・24
- (4) 多賀城跡附寺跡の概要
－調査事業の成果－・・・24
 - ① 政庁・・・26
 - ② 外郭施設と門、道路・・・27
 - ③ 実務官衙・・・28
 - ④ 多賀城廃寺・・・29
 - ⑤ 多賀城碑・・・29
 - ⑥ 古代都市と国司館・・・30
 - ⑦ 官営製鉄所 柏木遺跡・・・31
 - ⑧ 花粉分析による植生復元・・・31

第4章 整備事業の進捗状況

- (1) 整備事業の開始・・・33
- (2) 整備事業計画の経緯・・・33
 - ① 第一期長期基本計画・・・33
 - ② 第2次保存管理計画と
後期10ヶ年計画・・・33
 - ③ 「多賀城跡立体復元整備事業」・・・36
 - ④ 「南門－政庁間整備活用計画」・・・37
 - ⑤ 第二期長期基本計画・・・37
 - ⑥ 第3次保存管理計画・・・37
- (3) 各地区の整備状況・・・38
 - ① 多賀城廃寺跡・・・38

② 政庁地区	・ ・ 39
③ 政庁南面地区	・ ・ 43
④ 南門地区	・ ・ 43
⑤ 外郭南辺築地堀跡西側	・ ・ 45
⑥ 外郭東南隅地区	・ ・ 46
⑦ 外郭南辺築地堀跡東半部	・ ・ 47
⑧ 雀山地区	・ ・ 48
⑨ 作貫地区	・ ・ 48
⑩ 東門・大畑地区	・ ・ 51
⑪ 六月坂地区	・ ・ 55
⑫ 外郭北辺地区東半部	・ ・ 56
⑬ 山王遺跡千刈田地区	・ ・ 58
⑭ 館前遺跡	・ ・ 58
⑮ 柏木遺跡	・ ・ 58

③ 関連機関による事業・ イベント開催	・ ・ 77
④ 市民団体の活動	・ ・ 79
(9) 維持管理の現状と課題	・ ・ 80
(10) 地域住民の意識・要望	・ ・ 80
(11) 来訪者の動向	・ ・ 80

第6章 第3次保存管理計画における 保存管理の基本方針

(1) 新たな目標	・ ・ 83
(2) 第3次保存管理計画における 保存管理の基本方針	・ ・ 83
① 構成要素ごとの保存管理の 基本方針	・ ・ 83
② 地区区分と地区ごとの 保存管理の基本方針	・ ・ 83
③ 各事業の基本方針	・ ・ 86

第5章 史跡の現況と整備活用上の課題

(1) 遺構・遺物保存の現況と課題	・ ・ 61
(2) 地形環境の現況と課題	・ ・ 61
(3) 雨水排水の現況と課題	・ ・ 62
(4) 遺構整備の現況と課題	・ ・ 62
① 古代多賀城の象徴性を 実感できる空間	・ ・ 62
② 築地堀跡の表示・顕在化	・ ・ 62
③ 建物跡の表現手法	・ ・ 63
④ 遺構の表示時期	・ ・ 63
⑤ 遺構表示・展示の劣化	・ ・ 63
(5) 景観の現況と課題	・ ・ 64
① 史跡内の景観	・ ・ 64
② 史跡外からの眺望景観	・ ・ 68
(6) 史跡への導入口と動線の 現状と課題	・ ・ 68
① 導入口	・ ・ 68
② 史跡内動線	・ ・ 70
(7) 施設の設置状況と課題	・ ・ 70
① 保存のための施設	・ ・ 70
② 公開活用のための施設	・ ・ 72
③ 管理運営のための施設	・ ・ 74
④ その他の施設	・ ・ 75
(8) 公開活用の現状と課題	・ ・ 75
① 情報発信	・ ・ 75
② 史跡案内	・ ・ 76

第7章 整備基本計画

(1) 整備の目標	・ ・ 89
(2) 整備の基本方針	・ ・ 89
(3) 保存管理計画地区区分における 各地区の保存活用の基本的考え方	・ ・ 89
(4) 各地区の保存活用に関する整備方針	・ ・ 90
① S重点遺構保存活用地区	・ ・ 90
② A I遺構等保存活用地区	・ ・ 90
③ A II遺構等保存活用地区	・ ・ 92
④ B緑地環境保全地区	・ ・ 93
⑤ C湿地環境保全地区	・ ・ 93
(5) 遺跡の保存活用に関する整備方針	・ ・ 93
① 遺構と地形の保存に関する方針	・ ・ 93
② 地形造成に関する方針	・ ・ 94
③ 排水処理に関する方針	・ ・ 94
④ 遺構の表現に関する方針	・ ・ 94
⑤ 景観保全に関する方針	・ ・ 95
⑥ 導入口と動線に関する方針	・ ・ 96
⑦ 施設整備に関する方針	・ ・ 98
⑧ 公開活用に関する方針	・ ・ 100
⑨ 周辺地域の環境保全及び 関連文化財等との有機的な 整備活用に関する方針	・ ・ 101

⑩ 整備事業に必要となる調査に 関する方針	・ ・ 101
⑪ 維持管理に関する方針	・ ・ 102
(6) 実施計画	・ ・ 102
① 事業計画	・ ・ 102
② 事業の分担	・ ・ 109
③ 実施スケジュール	・ ・ 109
(7) 将来計画	・ ・ 109
(8) 事業推進のための取組	・ ・ 110
① 実施体制	・ ・ 110
② 関連機関との連携と調整	・ ・ 110
③ 地域・県民と一体となった 整備の推進	・ ・ 110
④ 整備事業の情報公開と安全確保	・ ・ 110
(9) 今後の課題	・ ・ 111
① サイン計画	・ ・ 111
② 緑化修景計画	・ ・ 111

付章

(1) 宮城県多賀城跡 調査研究委員会委員名簿	・ ・ 113
(2) 多賀城跡連絡協議会設置要綱	・ ・ 113
(3) 整備基本計画策定に係る会議・ 打合せ等の開催施状況	・ ・ 114
参考文献	・ ・ 115

例言

1. 本書は宮城県多賀城市市川ほかに所在する特別史跡多賀城跡附寺跡の整備基本計画書である。
2. 計画策定にあたっては、宮城県多賀城跡調査研究所が原案を作成し、宮城県教育委員会文化財保護課・多賀城跡調査研究所・東北歴史博物館・多賀城市教育委員会文化財課からなる「多賀城跡連絡協議会」において調整の上、「多賀城跡調査研究委員会」に諮問し指導・助言を得た。あわせて文化庁文化財部記念物課の指導を得ている。
3. 本書に使用した図表・写真の内、他機関から提供を受けたものは、そのキャプションに提供元を示した。なお、「市教委」は多賀城市教育委員会を示す。
4. 本書の作成にあたっては、以下の機関・個人の方々にご協力・ご指導をいただいた。

(順不同・敬称略)

多賀城南門等復元整備検討委員会、多賀城市都市計画課、多賀城市復興建設課、多賀城市観光協会、史都多賀城観光ボランティアガイドの会、多賀城市史跡案内サークル、NPO ゲートシティ多賀城、宮城県図書館、古川雅清

第1章 総論

(1) 計画策定の背景

特別史跡多賀城跡附寺跡^{つけたりてらあと}の保存管理は、現在、宮城県（多賀城跡調査研究所）と多賀城市（教育委員会文化財課）が分担・共同して実施している。すなわち、発掘調査と整備を多賀城跡調査研究所が、土地公有化と史跡の維持管理を管理団体である多賀城市が担当している。

整備事業は、昭和41年から昭和43年に当時の多賀城町が主体となって多賀城廃寺跡を整備したことに始まる。昭和45年以降は、多賀城跡調査研究指導委員会（平成17年度からは多賀城跡調査研究委員会）の指導のもと、宮城県多賀城跡調査研究所が長期基本計画（30ヶ年）を策定し、その中の短期計画（5ヶ年計画）に基づいて事業を継続している。平成26年度が第二期長期基本計画中の第9次5ヶ年計画の最終年にあたる。これまでに実施された整備地の面積は約33haで、多賀城跡の指定地約107haの31.5%に相当する。



図1 特別史跡多賀城跡附寺跡の位置

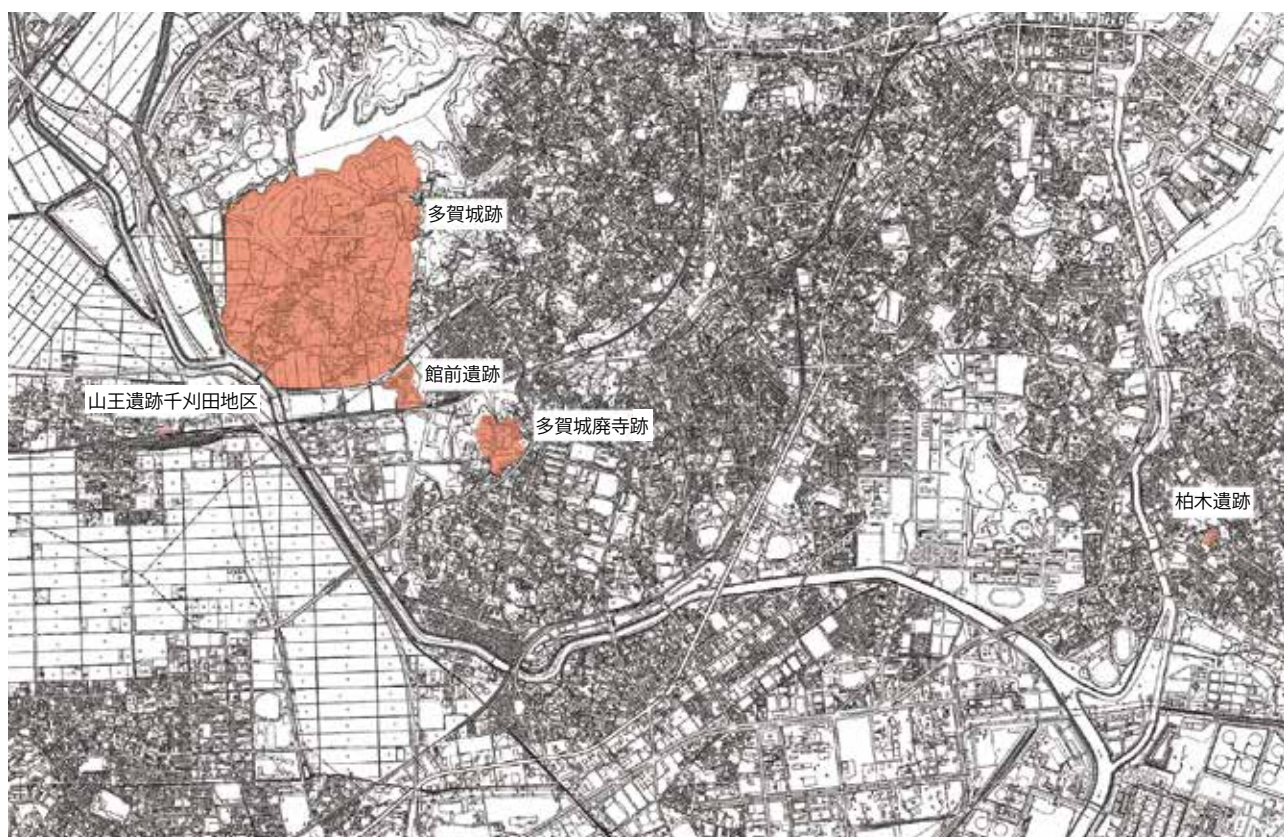


図2 特別史跡多賀城跡附寺跡の位置（『第3次保存管理計画』より）

平成23年7月、多賀城市教育委員会によって『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』が策定され、新たな目標として、多賀城跡を構成する要素のみならず地域の歴史文化遺産もあわせて活用していくこと、地域住民との共存と管理運営面での共営を目指すこと等が加えられた。また、地区ごとの整備の基本方針と計画のイメージも示されている。この中で多賀城市は、諸事情によって凍結していた外郭南門の建物復元とその周辺整備を当該保存管理計画期間中に中心的事業として実施することとした。さらに、同年11月に策定された『多賀城市歴史的風致維持向上計画』においても、多賀城跡を重点区域の中核と捉え、南門の復元及びその周辺環境の整備を重点事業の一つにあげている。また、多賀城跡の南東部を含む中央公園を整備する計画もある。

多賀城跡調査研究所では、近年、保存管理計画の改訂にあわせて政庁地区の再整備を実施し、続いて政庁－南門間の整備を優先的に実施することとしているが、今後は複数機関による事業の推進を前提とし、多賀城跡全体を見据えた共通の整備基本方針と計画を示す必要が生じている。

(2) 策定の目的と位置付け

本計画は、第3次保存管理計画に示された保存管理の基本方針に基づき、特別史跡多賀城跡附寺跡を東北地方の古代史上の貴重な歴史遺産として、また県民の憩いの場として整備活用するために、これまでの事業の課題を受けて管理団体である多賀城市とともに検討を加え、整備活用の基本方針と全体構想を示すものである。また、あわせて第二期長期基本計画後半の計画を改定し実施計画とするものである。

(3) 計画の期間

本計画の対象期間は、第二期長期基本計画の策定期間である平成41年度までとする。なお、平成42年度以降については、社会的環境の変化や調査研究の進展、整備事業の実施成果を踏まえた上で、必要な時期に見直しを行うこととする。

(4) 計画の対象範囲

本計画が対象とする範囲は原則として特別史跡指

定範囲である。ただし、この周辺地域についても、関連計画と連携をとりつつ環境・景観の保全を目指すこととする。

(5) 本計画に係る諸計画

本計画は第3次保存管理計画に基づき、以下の諸計画と整合をとりながら策定する。ただし、特別史跡多賀城附寺跡の指定地内の事業実施においては、本計画に示す基本方針が優先することとする。

① 宮城の将来ビジョン

将来の宮城県のあるべき姿や目標を定め、その実現を図るための取組の方向を示したものであり、平成19年3月に宮城県によって策定された。県の施策や事業を進める上での中長期目標と位置付けられる。

ビジョンでは、県政運営の理念が「富県共創！活力とやすらぎの邦(くに)づくり」とされ、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」が政策推進の基本方向の一つに掲げられている。この方向の中の「生涯現役で安心して暮らせる社会の構築」では、実現のために6つの取組が示されている。文化財の保存・活用の推進は、取組「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」の中に掲げられている

② 宮城県教育振興基本計画

平成22年3月に宮城県・宮城県教育委員会によって策定された。教育の振興に関する施策の総合的・体系的な推進を図るため、「宮城の将来ビジョン」との一体性に配慮しながら策定された計画である。

計画では、本県教育の目指す姿の中に「人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、潤いのある文化を守り育む地域社会」の形成が含められ、その実現に向けて4つの計画目標と6つの施策の基本方向が掲げられている。基本方向「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」では、「文化財の保護と活用」が取組の一つとして挙げられ、文化遺産を良好な形で保存し後世に引き継ぐとともに、生涯学習や学校教育の場において、郷土の文化財を学び体感できる機会を充実させ、理解を深めながらこれを受け継いで行こうとする意識を高めることとしている。

③ 宮城県震災復興計画

戦後最大といわれる未曾有の被害を被った本県の

復興に向け、今後10年間の復興の道筋を示すものとして、平成23年10月に策定された。ここでは、「災害に強く安心して暮らせるまちづくり」、「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」などとともに、「現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり」が基本理念に掲げられている。また、震災が県民生活全般にわたって極めて大きな被害を与えていることから、県政全般について分野ごとの復興の基本的な方向性が示されている。教育分野では、「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」として、「郷土の伝統的な芸術文化や文化財を県民共有の財産として、保存と継承、発展を図り、芸術文化のかおり高い地域づくりを強力に推進」することが謳われている。

④ 宮城県地方創生総合戦略

宮城の将来ビジョンと宮城県震災復興計画の取組を加速し、その効果を最大化するための推進力となるよう、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンを踏まえ、宮城県が目指すべき将来の方向と、基本目標・具体的施策を定めたものである。平成27年10月に策定された。

基本目標1「安定した雇用を促進する」の中の具体的施策「地域産業の競争力強化」では、「地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化」として、特別史跡多賀城跡附寺跡・特別名勝松島をはじめとする文化財群を一体的に活用した観光資源の磨き上げを行うとともに、国内外からの誘客を図るため、情報発信や県内観光地における多言語表示看板の整備を推進するとされている。

⑤ 教育等の振興に関する施策の大綱

平成26年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、宮城県の教育等の振興に関する総合的な施策の大綱を知事が定めたものである。宮城県教育振興基本計画と宮城県震災復興計画における目標や方針を一体的に整理したもので、平成27年7月に策定された。大綱には、5つの基本方針と7つの基本目標が掲げられ、基本目標7「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」においては、芸術文化・文化財の保存・継承・発展を図り文化芸術による地域づくりを目指すことが、従来の計画と同様な文言で盛り込まれている。

⑥ 多賀城市第5次総合計画

平成23年度よりスタートした第5次総合計画の将来像では、『未来を育むまち 史都多賀城～支えあい・学びあい・育ちあい～～あなたの笑顔が多賀城をすてきにする～』を掲げ、先人から受け継いだ悠久の歴史を生かしながら、誰もが地域で、お互いに支えあい、学びあい、力を合わせて成長しあい、誰もが主役となって未来に向かってまちづくりを進めていく『まち』となることを目指すこととし、7つの政策とそれに連なる32の施策により目標の実現を行うこととしている。

このうち、政策目標「安全で快適に暮らせるまち」では、歴史的風致の維持及び向上を課題と施策に掲げ、歴史的風致の維持向上に繋がる都市の整備を実施することによって快適な街並みの形成をめざしている。

⑦ 多賀城市震災復興計画

平成23年3月11日、最大4.6mの浸水深を観測した大津波が多賀城市を襲い、市域の3分の1が壊滅的な被害を受けた。そこで多賀城市では、復興に向けた将来像や取組の道筋として平成23年12月に「多賀城市震災復興計画」を策定した。

この計画では、復興に向けた3つの将来像のもと、8つの復興施策と19の復興基本事業を掲げている。そのうち、施策7『「歴史」・「景観」・「文化」を生かしたまちづくりの推進』では、多賀城らしさをより生かすために本市特有の歴史的風致を伝え、歴史的風致維持向上計画に基づいた各種事業を「復興基本事業」として位置付け、復興のシンボルとすることとしている。

⑧ 多賀城市歴史的風致維持向上計画

平成20年に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」では、「地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し、我が国及び地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、維持及び向上を図ることとしている。

多賀城市では、文化財保護行政とまちづくり行政が緊密に連携し、文化財の保存と活用や都市政策、

景観政策における各種の施策を講じることによって、新たなまちづくりへの効果が期待されることから、都市計画課と文化財課が中心となって「多賀城市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成 23 年 12 月に国土交通省、農林水産省、文部科学省の認定を受けた。

計画では、「古代多賀城と保護顕彰活動」、「塩竈^{しおがま}街道に見る歴史的風致」、「農村集落に見る歴史的風致」、「貞山^{ていざん}運河の水運」という 4 つの歴史的風致を掲げている。そして、これらの歴史的風致を包含するように、特別史跡多賀城跡附寺跡を中心とする約 327ha を重点区域に設定し、主要事業として多賀城南門復元・南北大路整備事業等を掲げ、歴史的風致を維持向上させるための種々の施策を推進することとしている。

⑨ 多賀城市景観計画

多賀城市は平成 23 年 4 月に景観行政団体に移行し、以降市民とともに景観計画の策定に取り組み、平成 26 年度にこれを策定した。上位計画である「震災復興計画」に即し、関連計画である「歴史的風致維持向上計画」と整合をはかりながら景観形成の目標・方針等を定めたものである。計画では、市の個性を特徴づける歴史・文化・自然資源を活かした魅力的な景観形成を目指すため、重点区域ごとにその整備方針を明らかにし、建築物・開発行為などについて必要な制限を定めている。特別史跡内及びその周辺地域については、整備の方針と景観形成基準は第 3 次保存管理計画に準じることとしている。

⑩ 多賀城市中央公園整備計画

中央公園整備事業は、地域の自然、生活、文化、遺産等を基盤とし、そこでの体験・学習・スポーツ・リクリエーション等の諸活動を通して、地域間の交流または活性化を図り、「歴史と自然の拠点」とすることを基本方針に掲げている。平成 5 年度に基本計画を策定し、都市計画事業として事業認可を受けた。平成 15 年度には、J R 国府多賀城駅の新設、東北歴史博物館の開館、城南土地区画整理事業などの周辺環境の変化を受け事業計画の見直しを図っている。当初、事業認可期間は平成 25 年度までであったが、多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計画策定、歴史的風致維持向上計画認定を契機に、これらとの整

合性を図るため、平成 32 年度まで事業期間を延伸した。

現在までに、特別史跡内である公園の北側に「多賀城跡あやめ園」を開設し、南側の史跡外では、サッカー場・野球場の供用、古代の南北大路の表示と大路広場の設置を行っている。今後は、北側における史跡としての公園整備、南側における管理棟の建設等が予定されている。

⑪ 県立都市公園加瀬沼公園整備事業

特別史跡多賀城跡の北側にある加瀬沼の周辺 104.3ha の範囲は、県立都市公園加瀬沼公園に指定されている。公園の範囲は利府町・塩竈市・多賀城市にまたがり、緑地環境保全地域である南部の A 地区 28.3ha は、特別史跡多賀城跡の指定範囲と重なっている。史跡北側の低地では、宮城県土木部都市計画課によってスポーツ・リクリエーション施設の整備が進められているが、A 地区については文化財担当部局が整備を行うものとして、平成 20 年度以降は公園整備事業の計画対象外とされている。

第2章 特別史跡多賀城跡附寺跡の価値と構成要素

(1) 指定の経緯

多賀城跡は、奈良の平城宮跡などとともに大正11年に史跡に指定された。その名称は、付属寺院と見られた多賀城廢寺跡を含めて、「多賀城跡附寺跡」とされた。

調査は昭和35年の測量調査に始まり、昭和36年から多賀城廢寺跡、昭和38年からは多賀城政庁跡の発掘調査が行われ、これらの成果により昭和41年に特別史跡に昇格した。また、周辺部において各種の開発事業に伴う発掘調査が行われた結果、多賀城に密接に関連する重要な遺跡が発見されたことにより、数回の追加指定が行われている。この中には、開発計画からの保護のための指定範囲の拡大も含まれている。

なお、史跡指定以外にも、多賀城碑が重要文化財(古文書)に、またその周囲を含めた景観が「おくのほそ道の風景地 壺碑」として名勝指定を受けている。

以下に、史跡指定・追加指定通知に示された説明等を示す。

① 史跡多賀城跡附寺跡指定

：大正11年10月12日 内務省告示第270号

＜説明＞「奈良朝時代蝦夷征服のため築きたるものにして鎮守府を置きし所なり。丘陵に據りて自然の景勝を占め土壘土壇及び礎石等尚現存して略舊規を見るに足る。遺瓦の散するもの多し。城跡外に近く寺跡あり。土壇礎石等ありて堂塔の配置等略推知するを得べくその散在せる瓦片は全く多賀城発見のもの形式を同うせり。」

② 史跡多賀城跡附寺跡追加指定

(多賀城廢寺跡)

：昭和40年4月17日

文化財保護委員会告示第14号

＜説明＞「すでに指定されている附寺跡の北、東、南に続く若干の未指定地の部分を追加指定するものである。この部分は、昭和三十六年、三十七年の両年度に行われた発掘調査の結果、僧坊跡、東倉跡、中門跡にかかることが明らかにされ、また、南大門

跡と推定される整地跡も検出され、寺跡として従来の指定地と一体として保存を計るものである。」

③ 特別史跡多賀城跡附寺跡指定

：昭和41年4月11日

文化財保護委員会告示第22号

＜説明＞「宝亀十一年三月丁亥紀にはじめてあらわれる「多賀城」は、東北経略の基地としてつくられたものであるが、その築造年次は必ずしも明らかでない。しかし、養老六年紀に「陸奥鎮所」、同七年紀、神亀元年紀に「陸奥国鎮所」、天平九年紀に「多賀柵」また「鎮守將軍從四位上大野朝臣東人」とあり奈良初期に陸奥鎮所＝鎮守府がおかれ、ついで朝堂院的配置の多賀柵＝多賀城ができ、東北経略の政治的、軍事的中心地となったと思われる。

多賀城は、宝亀十一年の伊治皆麻呂の反乱によって焼失し、まもなく再建されたが、延暦二十一年、鎮守府は胆沢城に移された。その後も国府の所在地として、また、奥州の乱の際の源頼義・義家の治所、文治五年の源頼朝の奥州討伐の際の滞在所、建武新政の際の義良親王・北畠顕家の治所等として史上にその名をとどめている。

多賀城跡は、大正十一年十月十二日に史跡に指定され、昭和四十年四月十七日に地域を一部追加指定したが、最近の発掘調査の結果、次のような証実が明らかになった。

1. 中心部の土塁をめぐらした通称内城跡とよばれる部分では、昭和三十八・三十九・四十年の三回にわたって発掘調査を行った結果、正殿跡、後殿跡と六棟の脇殿および翼廊をもつ南の門とこれに連なる築地跡等が解明され、朝堂院的配置であることが判明した。

2. 城外の大字高崎にある土塁をめぐらした寺跡は、出土品よりして、多賀城に伴う寺跡と考えられるが、昭和三十六・三十七年の発掘調査の結果、この寺跡は、中門をはいと塔と金堂が東西に向きあい、南北中軸線上に講堂跡、その北に僧坊跡がある類例稀な伽藍配置であることが明らかにされた。

今回、多賀城の古代—中世史上に占める歴史的重

要性と発掘調査の結果明らかにされた内城跡、寺跡の特異性にかんがみ、これを特別史跡に指定し、その保存により万全を期するものである。」

④ 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定
(多賀城跡・多賀城廃寺跡)

：昭和49年2月18日 文部省告示第14号

＜説明＞「最近の発掘調査の結果等によって次の地域を追加して指定するものである。」

(a) 外郭南門地区

「外郭南門と南門から東西に走る築地が確認されたので、これらの諸遺構の存する台地（多賀城碑のある台地）の未指定部分を追加指定する。」

(b) 西外郭線地区

「外郭西側、従来考えられていたより更に西側の低湿地中に外郭西を画する築地跡が確認されたので、この築地跡より以東の外郭部分を追加指定する。」

(c) その他

「昭和40年までの指定において指定漏れとなった若干の地域を追加指定する。」

⑤ 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定
(多賀城廃寺跡・全域図面指定)

：昭和53年11月21日 文部省告示第200号

＜説明＞「寺跡の主要部分は既に指定されているが、今回、南大門の存在が予想される地域を追加指定する。」

⑥ 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定
(館前遺跡)

：昭和55年3月24日 文部省告示第52号

＜説明＞「多賀城跡附寺跡の史跡指定地は、概ね城跡と寺跡の部分であるが、多賀城外郭築地東南隅のほぼ南の微高地状単独丘陵上で官衙的建物群跡が発見された。多賀城と一体をなす遺跡と考えられるので、この地域を追加指定する。」

⑦ 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定
(多賀城跡南前面)

：昭和59年3月27日 文部省告示第37号

＜説明＞「多賀城跡の既指定地域の南前面一帯で、既指定地から延びている築地遺構、多賀城跡に直接関わりがあると思われる運河状の大溝、それに平行する側溝を伴う道路遺構、多数の掘立柱建物跡、井戸跡等の遺構が検出され、また木器等を含む遺物が

多量に出土している。今回、これらの遺構や遺物が存在する地域一帯を追加して指定する。」

⑧ 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定
(柏木遺跡)

：平成2年6月28日 文部省告示第85号

＜説明＞「特別史跡多賀城跡附寺跡は、現在、城跡外郭築地内と多賀城廃寺のほか、館前地区が指定されている。今回の追加指定地は、多賀城跡の東方約4キロメートルの大代地区において、昭和62年に発見された製鉄遺跡である。発見された遺構は、製鉄炉4基、木炭窯6基、鍛冶工房跡3軒と粘土採掘坑や焼成遺構などである。

本遺跡の操業時期は、出土土器の特徴から8世紀前半代と推定され、同時代の製鉄遺跡としては本州最北に位置している。本遺跡は、精錬から鍛造に至る一連の作業過程を把握できる製鉄遺跡として貴重であり、出土鉄滓の^(ママ)価額分析の結果、多賀城に供給された鉄製品の生産遺跡であることが判明している。よって今回、多賀城直営の製鉄工房と考えられるこの遺跡を追加指定し、多賀城と一体的な保存を図ろうとするものである。」

⑨ 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定
(山王遺跡千刈田地区)

：平成5年9月22日 文部省告示第115号

＜説明＞「特別史跡多賀城跡附寺跡は、度々の追加指定により、城跡本体と多賀城廃寺跡のほか、館前遺跡および柏木遺跡が保護されている。

今回追加指定するには、9世紀前半から10世紀半ばに至る時期の高級官人の館跡と考えられる遺跡である。特に10世紀前半に属する四面庇付建物跡は、多賀城関係遺跡でも類例の少ないものであり、館の中核をなす施設として注目され、また、出土品としては多量の施釉陶器のほか、「右大臣殿 餞馬収支(ママ)」と記された木簡等が検出されており、この遺跡が多賀城と深い関わりをもつ国守クラスの官人の館跡の中心部分であることを示している。よって、今回、発掘調査により明らかにされている区域を追加指定し、多賀城との一体的な保存を図ろうとするものである。」

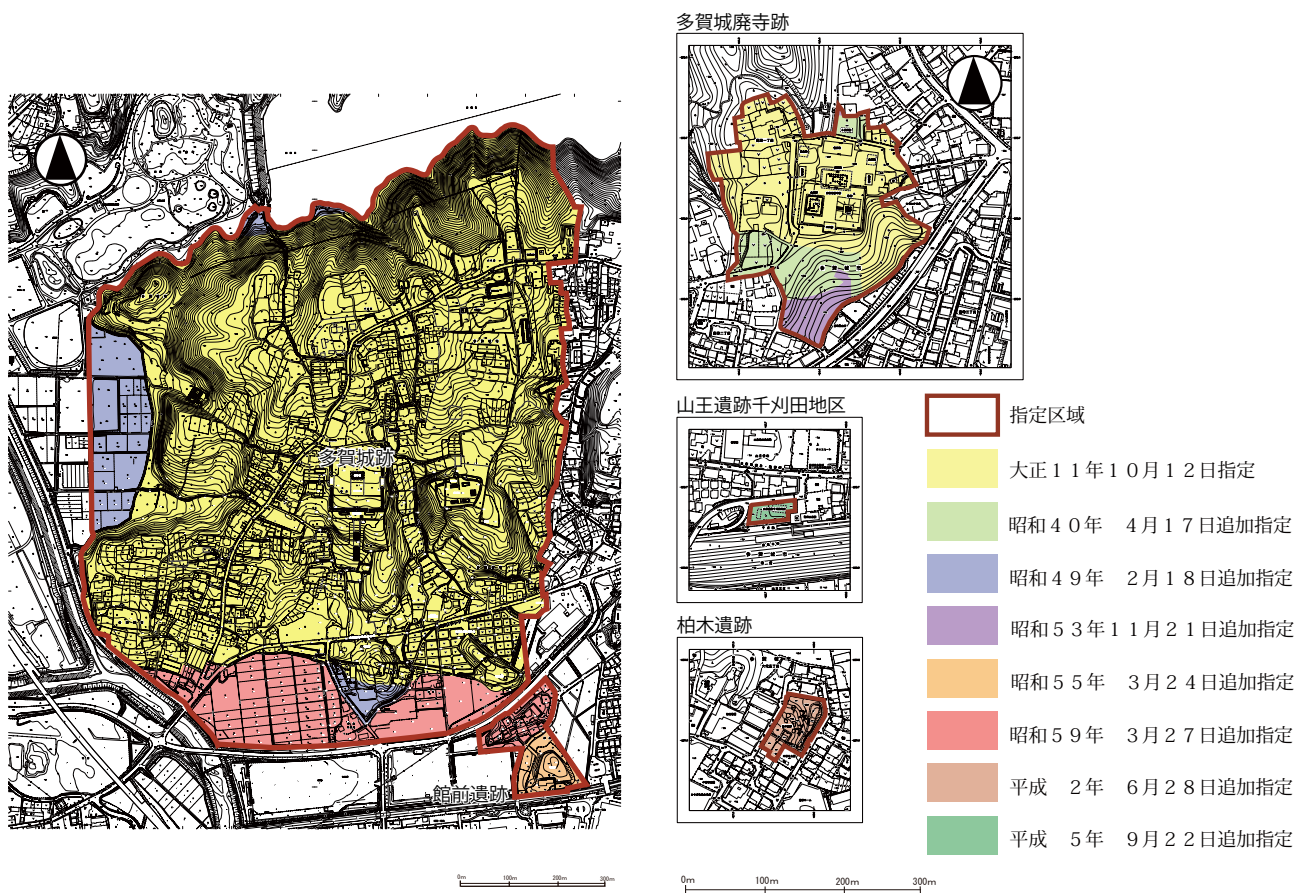


図3 特別史跡指定区域（『第3次保存管理計画』より）

場所	指定日	内容	面積 (㎡)
多賀城跡・多賀城廢寺跡	大正11年10月12日	史跡指定	
多賀城廢寺跡	昭和40年4月17日	追加指定	
史跡指定地の全地域	昭和41年4月11日	特別史跡指定	
多賀城跡・多賀城廢寺跡	昭和49年2月18日	追加指定	
多賀城廢寺跡 全域図面指定	昭和53年11月21日	追加指定	多賀城跡 : 930,940.00 多賀城廢寺跡 : 49,594.00
館前遺跡	昭和55年3月24日	追加指定	10,380.00
多賀城跡南面地域	昭和59年3月27日	追加指定	80,700.00
柏木遺跡	平成2年6月28日	追加指定	3,758.69
山王遺跡千刈田地区	平成5年9月22日	追加指定	1,462.14
計			1,076,834.83

表1 指定経緯一覧（『第3次保存管理計画』より）

⑩ 重要文化財「多賀城碑」指定

：平成10年6月30日 文部省告示第112号

多賀城碑は、外郭南門の北東に隣接して存在し、陸奥国守・按察使・鎮守将軍として東北地方の経営を一手に担った藤原あざち恵美朝ふじわらのえみのあさかりが、天平宝字6（762）年に多賀城を改修したことを記念して建立したものである。日本三古碑の一つに数えられている。

碑文には、京や蝦夷国等からの里程、創建が神亀元（724）年大野東人によること等、多賀城と古代東北の歴史解明にとって重要な記載があり、また数少ない奈良時代の金石文きんせきぶんとして貴重なものである。明治以降偽作説が強くあったが、多賀城跡の発掘調査の成果が碑文の内容と矛盾しないことを契機に、

文字の割り付け方法、彫刻方法、書風・書体、内容に再検討が加えられ、近世の偽作ではないと理解された。

⑪ 名勝「おくのほそ道の風景地 壺碑」指定

：平成26年10月6日 文部科学省告示第143号

多賀城碑は江戸時代の初めに発見され、当初から平安時代以来の歌枕「壺碑」と考えられ広く世に知られた。元禄2年5月この地を訪れた松尾芭蕉は、これこそが動かぬ「古人の心」を伝える「千歳せんざいの記念かたみ」だとして、その感動を『おくのほそ道』に認めている。碑と覆屋及びその周囲の丘陵にある樹木、石碑等が形成している風致景観が、『おくのほそ道』当時の雰囲気ふんぎを彷彿させ、往事を偲ぶことができる風景地の一つとしてその価値を認められた。

（2）多賀城跡附寺跡の歴史的意義と本質的価値

多賀城跡は、県南部の沿岸に広がる宮城野海岸平野の北東隅に張り出し、平野を一望の下に見渡せる丘陵の先端部に立地する。規模は、東辺約1050m、南辺約870m、西辺約660m、北辺約780mと広大

で、北東から南西に延びる支丘陵とそれらを挟む小谷が形成する起伏に富んだ地形を、築地塀等が不整形に取り囲んでいる。

多賀城は奈良・平安時代における陸奥国府であり、平安時代初期までは蝦夷に対する軍事政策を担当した鎮守府が併置されていた。さらには、陸奥国守は出羽国をも広域的に管轄する按察使を兼任していた。したがって、多賀城は古代律令国家による東北支配のための政治的・行政的・軍事的な中心であり、多賀城以北に設置された多くの城柵を統括する中枢機関であったと言える。またあわせて北方の蝦夷との交流の拠点としての機能も果たしていた。

特別史跡多賀城跡附寺跡では、50年以上にわたる発掘調査によって、多賀城が果たした主要な機能を示す遺構群が各所で発見されている。多賀城跡の本質的価値は、これらの遺構群が古代とほぼ変わらない地形と一体となって保存されていることにあると言える。

(3) 構成要素とその特性

第3次保存管理計画では、特別史跡多賀城跡附寺跡を構成する要素を、多賀城跡に直接関連する歴史的構成要素である「遺跡構成要素」と、主に多賀城廃絶後に形成された社会的構成要素である「生活文化構成要素」に分けて以下のようにとらえている。

<遺跡構成要素>

「多賀城に直接的に関連する歴史的構成要素で、時代を超えて保護・継承すべき不変的なもの」

[多賀城に係る遺構遺物、立地環境（低丘陵地形）、自然環境（湿地域）ほか]

<生活文化構成要素>

「主に多賀城廃絶後に形成された社会的構成要素で、時代とともに推移していく可変的なもの」

[宅地、農地・林地、宗教施設、公共公益施設、一般文化財・保存樹ほか]

前者は多賀城跡の本質的価値を構成する要素であり、後者には多賀城跡の保護に有効な構成要素が含まれている。本計画を策定するにあたって、これらを以下のように整理した。

① 遺跡構成要素の特性

多賀城跡の特性は、築地塀で囲まれた政庁の周囲

に実務官衙域が形成され、それら全体がさらに築地塀や材木塀で区画されていることにある。これは、多賀城跡をはじめとする東北古代城柵に見られる基本的な特徴であって他国の国府や郡家には見られないものであり、平野を望む丘陵上に造営されたこととともに、実務行政に加えて蝦夷支配が重要な設置目的とされた特殊性を示すものである。

a. 政庁

中央の丘陵に南から登った平坦部には、東西103m・南北116mの長方形に築地塀を巡らせ、正殿ほかの主要な殿舎を広場の周りに整然と配置した政庁跡がある。これは、郡司や蝦夷を集めた国家的儀式や重要な政務・饗宴を執り行った多賀城の最も重要な場である。

b. 外郭南門と政庁南大路

政庁跡の南側には、壮大な外郭南門跡とそこから政庁に登る南北の道路が存在し、多賀城の威容を象徴していた。

c. 多賀城碑

多賀城碑は江戸時代初めに発見され、現在は奈良時代中頃に建てられた南門の北東側に西面して建っている。多賀城を荘厳な姿に改修した藤原朝獺が自らを顕彰して建立したものであり、多賀城の創建・修造の年代や経緯を伝えてくれる重要な史料である。

d. 外郭区画施設

外郭を区画する築地塀跡あるいは材木塀跡の長さは、多賀城の威容を示すとともに、実務官衙をも含めて防御しようとした城柵としての軍事的特性を良く示している。また、これらの各所に取り付く櫓跡も防御的性格を物語っている。

e. 実務官衙

政庁の周囲の丘陵頂部や台地平坦部にある城前・作貫・大畑・六月坂地区等には、計画的に配置された建物群跡や工房跡、兵士の住居と見られる竪穴住居跡がある。平安時代には、国府の実務を担当した官衙群が城内に広く展開していたことが知られる。

f. 東西道路

大畑地区にある外郭東門跡からは、政庁の北側を通り六月坂地区に至る東西道路が造られている。これは六月坂地区で南に方向を変えて外郭西門へと向かうと考えられ、城外と城内、実務官衙間を連絡す

る重要な道路と位置づけられる。

g. 湿地

多賀城跡は南と西に湿地域を取り込んでおり、区画施設である材木堀やその基礎地業に用いられた木材が遺存し、またその周辺には木質遺物や植物遺体が残されている。南の湿地域は元々の地形から外郭南辺築地堀の南北に広がるが、外郭南門北西側の湿地域(通称鴻の池地区)は、政庁南大路の西側にあり、南門から政庁に登る際に見られる景観を構成した重要な要素であったと考えられる。また、ここがかつて湿地であったのか、池であったのかについては今後の追加調査が必要であるが、南は築地堀で区切られ他は丘陵で囲まれていることから、雨水調整の場としても重要な役割を果たしていたと考えられ、政

庁等の造営にあたっての全体構想の一端を示すものとして重要である。

h. 付属寺院

多賀城跡の南東約1kmの丘陵上には、大宰府の付属寺院である観世音寺と同じ伽藍配置をもつ多賀城廃寺跡がある。これは、仏教による陸奥国の鎮護を祈念して多賀城の創建と同時に建立された付属寺院である。

i. 南面の都市と国司館

平安時代、多賀城の南側には多賀城を支えた都市が成立していた。この中に発見された館前遺跡と山王遺跡千刈田地区・多賀前地区の建物群は、その規模・配置・出土遺物等からみて国司の居館と考えられる。平安時代に、国守以下の上級官人が城外の都

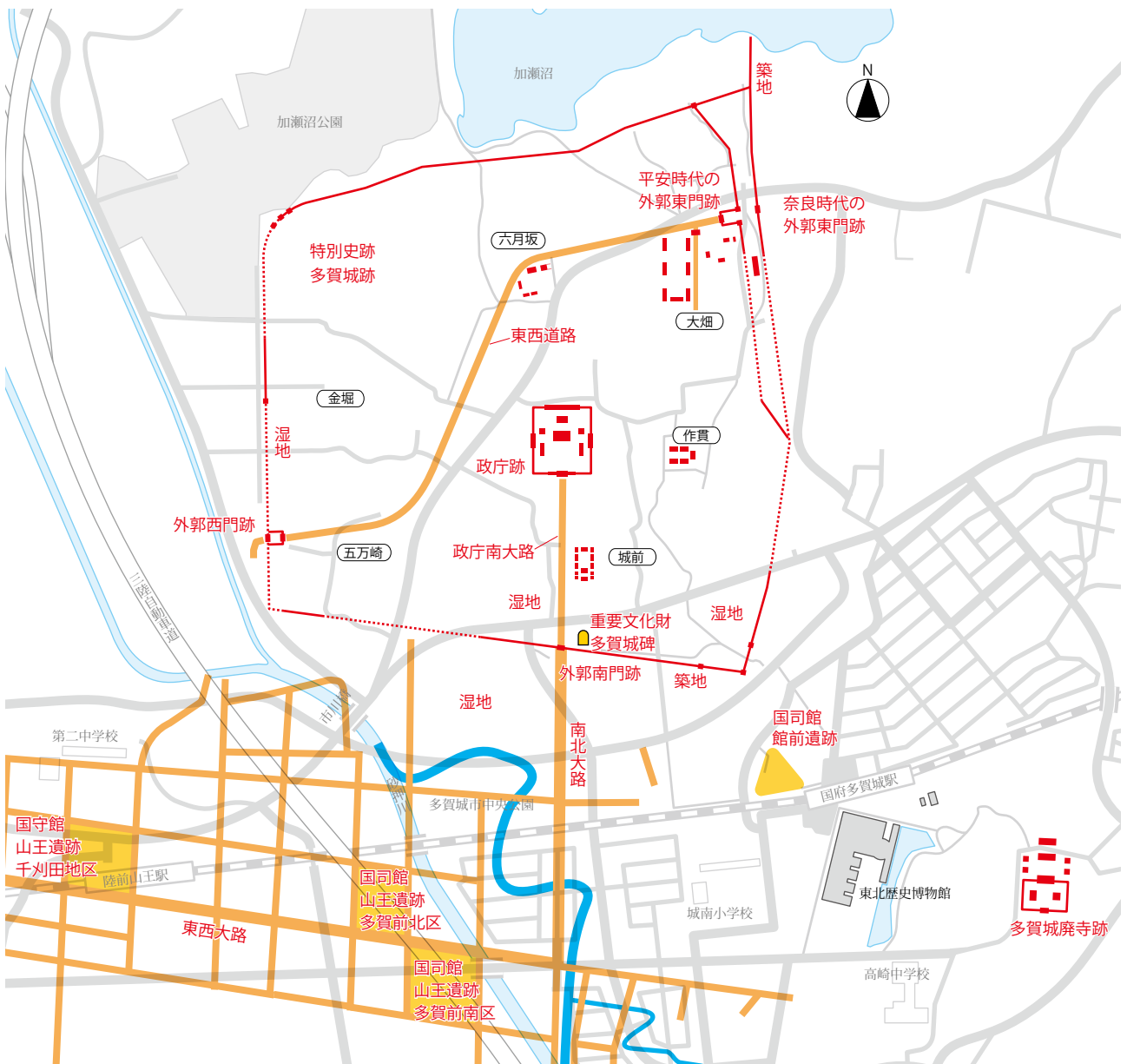


図4 遺跡構成要素の分布

市に居住したことを示している。

j. 官営製鉄所

多賀城跡の東南東約4kmにある柏木遺跡では、奈良時代前半の製鉄炉・木炭窯・工房跡等、鉄生産に関わる一連の遺構がまとまって発見されている。これは多賀城による官営製鉄所であると考えられる。

② 生活文化構成要素の特性

a. 「多賀国府」

古代多賀城の廃絶以降、南北朝時代まで、陸奥国府あるいは「多賀国府」が東北地方の歴史に登場する。しかし、現在までの多賀城内における発掘調査の成果では、「多賀国府」の存在を確認できる中世の遺構は発見されていない。

b. 中世以降の遺構

「多賀国府」の存在は明らかでないものの、中世の屋敷跡あるいは居館跡の存在を示す遺構が城内の各所で検出されている。これらの内、独立的な小丘陵全体を居館とした作貫地区では、土塁と空堀跡が地表に現れ、中世の建物跡も発見されている。古代に実務官衙域として利用された平坦部が、中世にも引き継がれ利用されたことが理解できる。

さらにこの場所は、近世には鹽竈神社に仕えた社人の屋敷であったことも明らかにされている。かつては屋敷跡の北西隅に棟札を納めた八幡宮の小祠があり、また北方約100mにはその家の墓地が現在も残っている。それらによれば、当家は少なくとも明和6(1769)年から明治期にかけて作貫地区に居住していたことがわかる。

c. 「伏石」

弘安10(1287)年の紀年名をもつ時宗系の結衆板碑である。長さが約210cmある大型のものである。確認できるものとしては多賀城市内で2番目に古い板碑であり、多賀城市の指定文化財とされている。市川集落内の市道市川線(旧塩竈街道)沿いに横倒しの状態で存在し、この場合は旧玉川寺の門があった所とする伝承もある。安永3(1774)年の『安永風土記御用書出』には、仙台藩4代藩主伊達綱村の鹽竈神社への参詣の折に、立っていたこの石を藩主に遠慮して伏せたとの記載がある。またこれとは別に、石碑を建てたあとで疫病が流行したため、占っ

てもらったところ石を起こしたためであるというので、再び元のように伏せたという言い伝えもある。

なお、城内の板碑にはこのほかに五万崎・城前・大畑地区に計4基がある。前者は正和元(1312)年の紀年名をもつ。



伏石

d. 「壺碑」

碑の発見事情は明らかではないが、文献資料からは寛文期(1661～1669年)以前には発見され、発見当初から「壺碑」と呼称されたと見られる。また、少なくとも寛文～延宝年間(1661～1680年)には歌枕「壺碑」として世に広く知られており、著名な学者・文人たちの大きな関心を集め、碑の模写も出回っていた。元禄2(1689)年、松尾芭蕉は歌枕の地を訪ねた「おくのほそ道」の旅で「壺碑」を眼前にし、変わらぬ姿を留める「千歳の記念」に「泪も落つるばかり」の強い感銘を受けたと『おくのほそ道』に表している。その後仙台藩では、徳川光圀の勧めを受け覆屋を掛けて碑を保護した。覆屋は何回もの修理を受けながら現在まで維持されてきた。最近では、平成9年度に多賀城跡調査研究所が解体修理を行っている。また、碑の周囲では刈り払いや植樹が行われるなど、景観保全の活動が継続されてきた。現在、碑の周辺には、「つぼのいしぶみ」



つぼのいしぶみ道標

道標(享保14(1729)年、奈良の墨専門店古梅園の当主松井泉ほかによる建立、現在地へは市川集落の入口から移設されたと考えられる)、「御即位祈念風致林」(大正4年、大正天皇の即位を記念したもの)、「芭蕉翁礼賛碑」(昭和2年)が建てら

れている。これらを樹木が取り囲んでいる一帯は、多賀城内でもひとときわ風情のあるたたずまいを見せている。「壺碑」は、古代の歴史的事象が江戸時代を経て今日まで目に見える形で継承されていることを象徴している。



「つぼの
いしふみ」
周辺の景観

e. 鴻の池

南門の北西、市道新田浮島線の北隣にある「鴻の池」の地名は、古代陸奥国府多賀城に関わる池、「国府の池」が転化したものとする説がある（吉田東伍 1900年『大日本地名辞書 第八卷奥羽』）。安永3（1774）年の「市川村風土記書出」には、「多賀城に鎮守府将軍がいた頃、このあたりは海辺であったため井戸に海水が入って難儀をしていた。将軍がこの事を都の母に伝えると、母がそれを嘆き祈願をしてくれた。あるとき一羽の鶴が飛んできて池の中の石に留まり、鶴が飛び去るとその石が沈んで

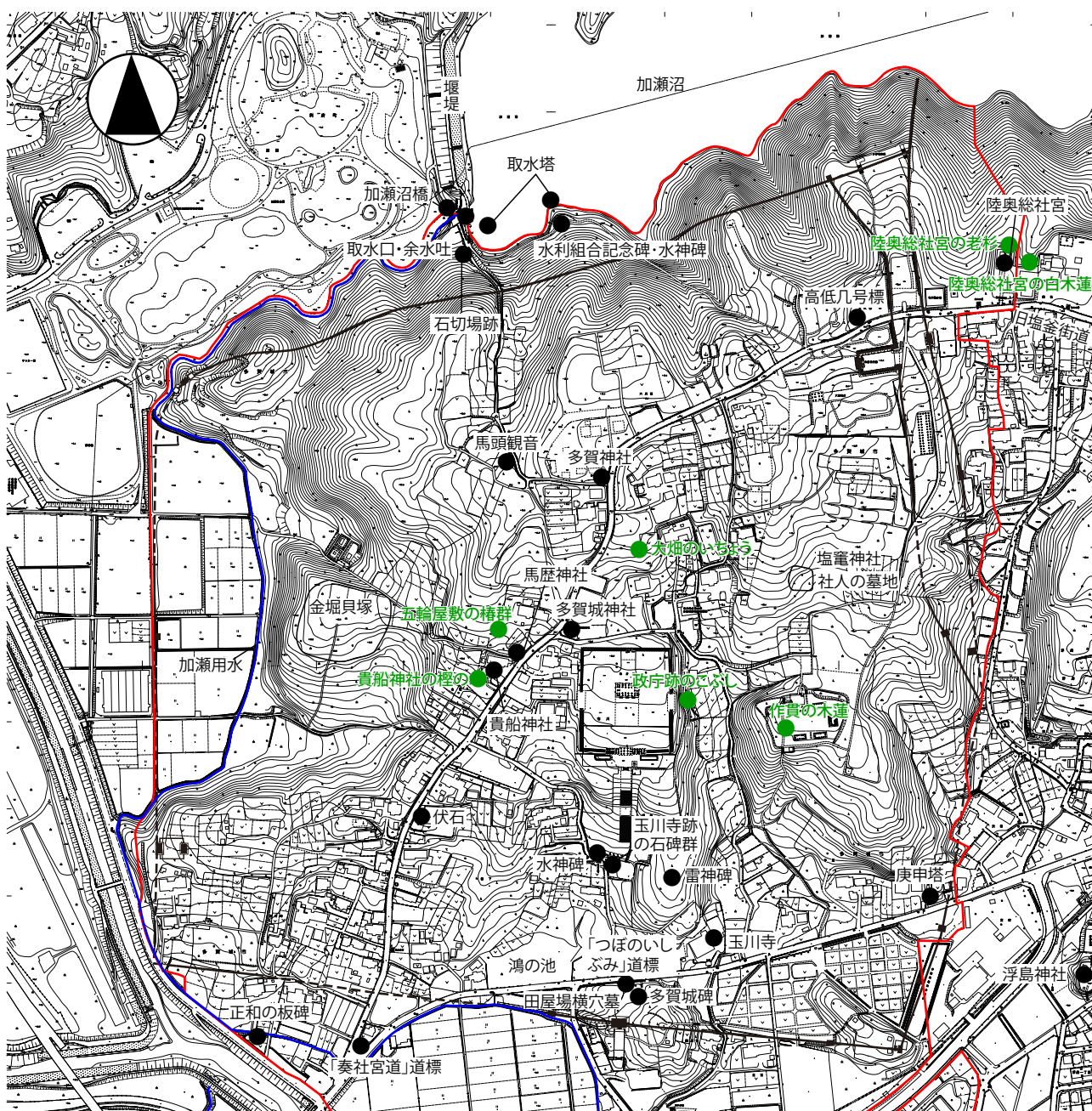
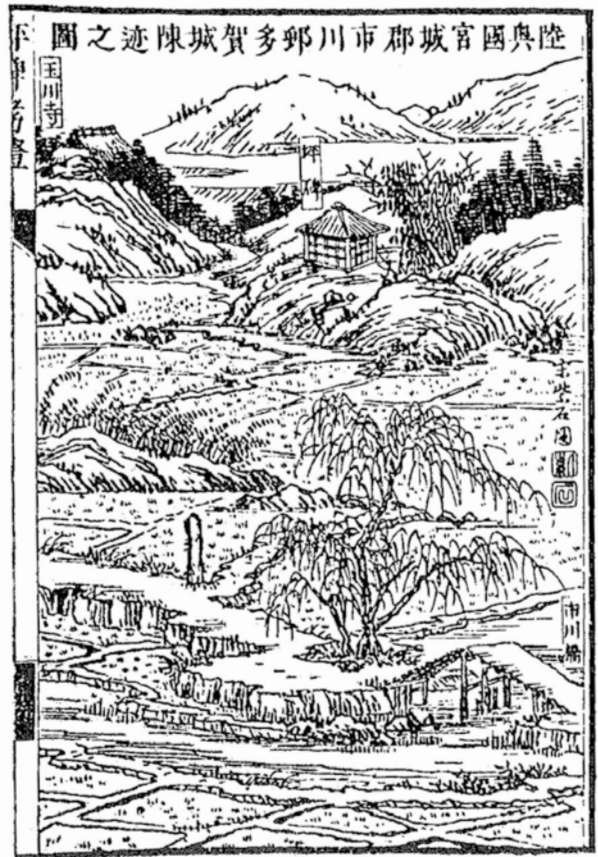


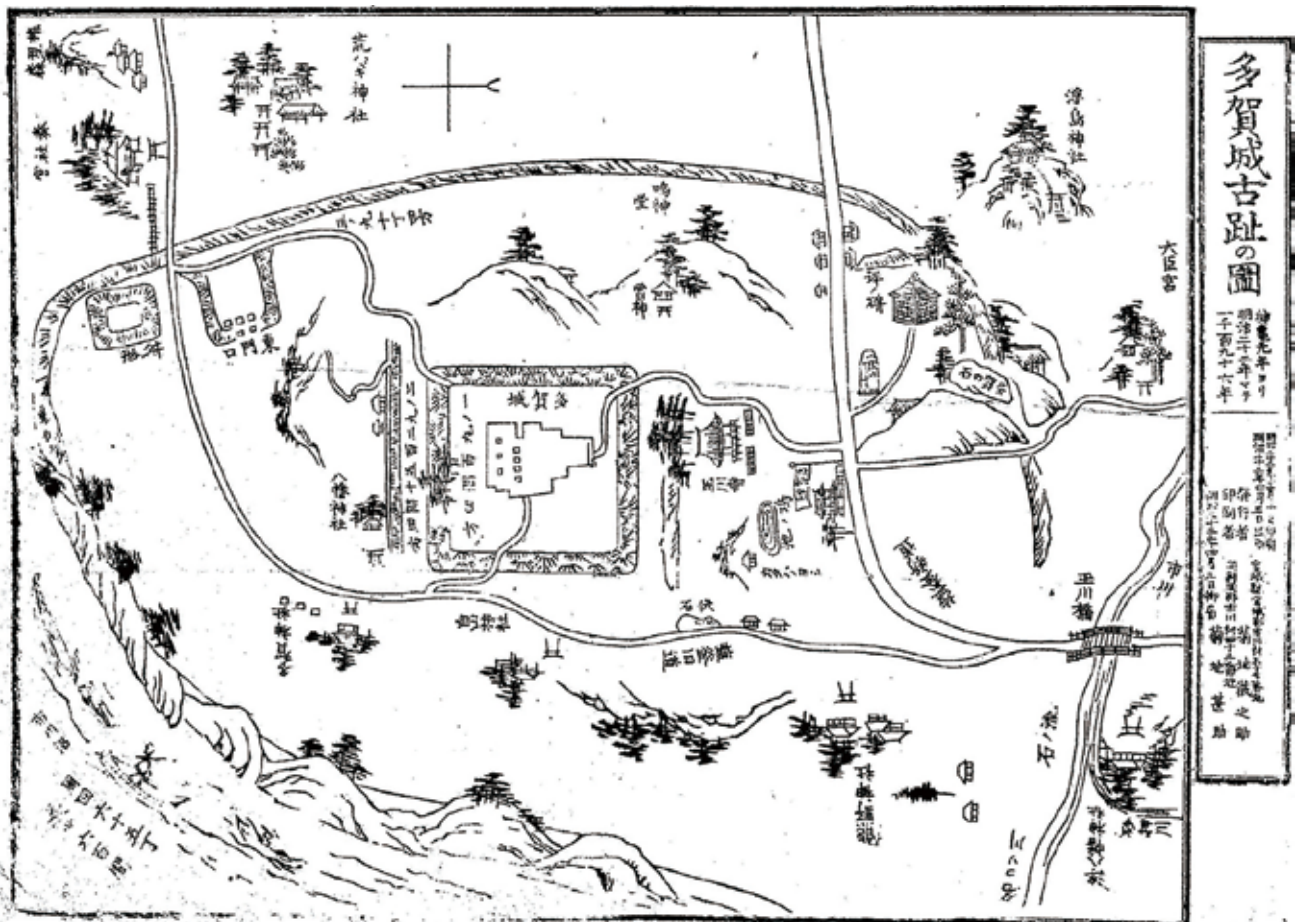
図5 生活文化構成要素の分布

井戸となった。後にはここが池となった。辺りには片葉のヨシが生えている。」という伝承が記されている。また、文政5(1822)年に仙台藩の儒学者である舟山万年ふなやまぼんねんが書いた『塩松勝譜』えんしょうしょうふには、「多賀城墟ノ側旧ト鴻ノ池アリ。池中石アリ。鴻ノ踏石ト名ツク」とある。この池について記した史料は、明和9(1772)年に完成した仙台藩の地誌『封内風土記』が最も古く、「今崩壊シ其形ナシ。清泉僅カニ存ス偏葉蘆有リ」とある。天明3(1783)年に鹽竈神社の神官藤塚知明つぼひししやうこうが刊行した『坪碑史證考』では、多賀城碑の北側には水田が描かれ池の表現はない。明治22(1889)年に市川村在住者によって刊行された「多賀城古趾の図」は、多賀城を描いた古図として良く知られるが、近年まで地元で鴻の池と通称されてきた場所に小さな池が描かれている。

鴻の池は古代以来どのように存在したのかは明らかでないものの、多賀城にまつわる地名としてその伝承を残していくべきものと言える。



坪碑史證考 (藤塚 1783 宮城県図書館蔵 市教委提供)



多賀城古趾の図

f. 市川集落と旧塩竈街道

市川集落は、近世以来、多賀城跡内の旧塩竈街道沿いに形成された農村であり、明治22年に市政・町村制の施行により多賀城村が形成されるまで一村をなしていた。『安永風土記御用書出』（1774年）によれば、家数41戸・人数192人とされ、旧村の中では規模の大きい集落であったことがわかる。塩竈街道は仙台城下から鹽竈神社へと至る街道で、現在の市道市川線はこれと同じ位置を通っていると考えられ、街道沿いの家屋と生け垣、周囲の畑地が近世以来の集落景観を継承していると考えられる。

市川集落の住民は、近世から明治にかけて政庁正殿や多賀城碑等の保護を図り、土地の寄進や礎石の管理、遺跡範囲の調査等を行ってきた。これらの保護顕彰活動は大正11年の史跡指定に大きい役割を果たしたと言えよう。



塩竈街道と市川集落



生け垣と竹矢来

g. 陸奥総社宮

東門東側の旧塩竈街道沿いにあり、陸奥国式内社百座を合祀すると伝える。貞享4（1687）年に仙台藩主伊達綱村の寄進により社殿が再興されたことを記す棟札が残る。現在の社殿は享保19（1734）年に建てられ、本殿は一間社流造、虹梁や木鼻の彫刻には江戸時代中期の特徴をもつ。江戸時代には鹽竈神社の十四末社の一つとされ、鹽竈神社への参拝者は、総社宮を先に詣でないと靈験を得られないとされた。今日においてもその伝統が引き継がれ、初詣には総社宮、鹽竈神社の順に詣でる人が多い。



陸奥総社宮拝殿

h. 玉川寺

現在は城前地区の東南、市道新田浮島線沿いに所在する。かつては政庁地区の南側に所在したが、明治26年火災にあい現在地に移った。「安永風土記御用書出」（安永3（1774）年）には慶長5（1600）の再建とあり、以来、市川集落住民の檀那寺となっている。

i. 貴船神社（白山社）

金堀地区の東部、市道市川線沿いにある。海上安全の神として七ヶ浜町浜方の漁民の信仰を受け、木船の模型が奉納されている。樹木に囲まれた境内中には多賀城市の保存樹に指定された檜の木がそびえ立っている。



貴船神社
(市教委提供)

j. 多賀神社

六月坂地区の南西隅にある。地元では「お多賀様」と呼ばれ、頭痛を煩う人が平癒を祈願した。お礼詣りに奉納された竹の籬が現在も見られる。



多賀神社

k. 玉川寺跡地の石碑群

政庁南大路の中間点付近の西側にある。旧玉川寺境内の南端部にあたる。正慶（1332～1333年）

の年号が刻まれた板碑、^{きょうほ}享保 19 (1734) 年の銘をもつ湯殿山参詣記念碑、死者の供養碑である三界万霊碑 (3 基、いずれも 19 世紀前半)、経典供養碑等 13 基の石碑が並び、かつての村民の信仰を伝えている。



玉川寺跡地の石碑群

1. 多賀城神社

昭和 27 (1952) 年に建立された市内で最も新しい神社である。南北朝期に多賀国府に赴任した^{のりよし}義良親王 (後の後村上天皇)、北畠親房・^{あきいえ}顕家親子を祀る。政庁地区の整備に伴い、昭和 48 年に政庁内から現在地に移設している。社殿は、第 2 次世界大戦時の多賀城海軍工廠の^{こうしょう}奉安殿を移築したものであり、海軍工廠に関する数少ない遺構でもある。



多賀城神社

m. 高低几号標 (几号水準点)

明治初期、内務省は地図づくりを試み、明治 9 (1876) 年から翌 10 (1877) 年にかけて東京中心部と東京一塩竈簡の高低測量 (水準測量) を大規模に実施した。この際、水準点 (「高低几号」、「不」の字に類似する) を石に刻んだものが各地に設置さ



高低几号標

れた。県内では塩竈から白石市^{こすごう}越河までの塩竈・奥州街道沿いに 27 ケ所設けられたことが知られ、その内の 1 つが東門の北側、市道市川線沿いにある。

n. 加瀬沼・加瀬用水

加瀬沼は多賀城跡の北側にある面積 30ha におよぶ県内最大の溜池で、現在、史跡南側の水田約 76ha を潤している。江戸時代初めに、八幡村の領主天童氏が堤を築いて造成し、周辺の水田に灌漑したとされる。昭和の初めには、塩竈への水道水供給のために大規模な工事が行われ、堤の改築に加え、^{よすいばけ}余水吐、取水塔、橋、用水等が整備され、これらが今日まで残されている。加瀬沼南岸には、これを記念して「加瀬溜井普通水利組合沿革記念碑」、水神碑も建てられている。加瀬沼は、現在農業用溜池としてばかりでなく、公園整備によって憩いの場として親しまれており、平成 22 年には農林水産省により「ため池百選」に選ばれている。



加瀬沼橋と余水吐



水利組合沿革記念碑

o. 奏社宮道道標

市川集落の南西入口、旧塩竈街道 (市道市川線) と塩竈新道 (市道新田浮島線) の分岐点にある。明



奏社宮道道標

治 17・18 年の野蒜^{のびる}築港事業に伴い塩竈新道が作られたため、総社宮ほか周辺の名所を案内する道標を大正 13 年に市川集落の住民が建てたものである。

p. 緑地・保存樹

史跡内に残された広大な緑地は市内にあつては貴重な存在であり、来訪者に潤いとやすらぎを与え、景観に彩りを与えている。しかし、古代多賀城跡としての景観を考える場合、奈良・平安時代から隔絶した緑地景観、すなわちスギ・ヒノキ人工林が大きく広がっていることは歴史的景観として相応しくなく、また史跡を理解してもらうためにも好ましい状

況ではない。

指定地内には、多賀城市指定の保存樹として「陸奥総社宮の老杉」、「作貫の白木蓮」、「大畑のいちよう」、「政庁跡のこぶし」、「五輪屋敷の椿群」、「貴船神社の檜の木」がある。これらをはじめとする古木・大木は、長い間地域の住民あるいは市民によって守り親しまれてきたものであり、域内の自然景観の核となっている。したがって、これらは今後とも適切に維持管理されることにより、史跡の景観保全にとって有効な要素であり続けるものと言える。



総社宮の老杉



政庁跡のこぶし



作貫の白木蓮



五輪屋敷の椿群



大畑のいちよう
(市教委提供)



貴船神社檜の木
(市教委提供)

